

南房総市地域防災計画

第 5 編 大規模火災等編

第 1 章 大規模火災対策計画

火事による多数の死傷者等の発生と財産や建物、施設への延焼といった大規模な火事災害に対し、これを未然に防ぐとともに拡大を抑止し、大規模火災時における的確な応急活動を住民と行政、消防関係機関の連携で行うための備えについて定める。

第 1 節 予防計画

1. 建築物不燃化の推進

(1) 建築物の防火規制

市及び県は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を受けるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃処置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

ア 市は、都市緑地法に基づき、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、市街地における火災の防止に役立てる。

イ 市は、防災効果の高い公園等の整備に努める。

ウ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

エ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

3. 火災に係る立入検査

安房郡市消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第 4 条の規定により消防対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は消防対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

【立入検査の主眼点】

ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、

消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消防活動上必要な設備が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

イ 炉・暖房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

ウ コンロ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれがある器具の取扱い状況が、火災予防条例どおり確保されているかどうか。

エ 不特定多数の者が出入りする場所等での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。

オ 指定数量以上の危険物及び指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、消防法令に違反していないかどうか。

カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

4. 住宅防火対策

火災による死者の大部分を占める住宅火災の予防と被害の低減を図るため安房郡市消防本部及び消防団は、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や住宅防災意識の普及啓発等を行う。

特に住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。さらに復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- | |
|-----------------------|
| ア 住宅用防災機器の展示 |
| イ 県等が作成した啓発用パンフレットの活用 |
| ウ 講演会の開催 |

5. 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

安房郡市消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適切な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

安房郡市消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

6. 大規模・高層建築物での防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物より強化された防火対策が必要となる。

したがって、関係機関は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記5.「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

■消防防災システムのインテリジェント化の推進

(ア)高水準消防防災設備の整備

(イ)複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

7. 文化財の防火対策

文化財建造物は木造建築が多く、火災などの被害を受けやすいため、適正かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1)消防用設備等の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2)防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め、防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建築物の消火訓練を行う。

8. 消防組織及び施設の整備充実

ア 消防団の充実

市は消防団員の確保に努める。

イ 消防施設等の整備充実

市及び安房郡市消防本部は、消防施設に関する整備計画に基づき、県の指導又は支援を得ながら、実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

第 2 節 応急対策計画

1. 応急活動体制

市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

配備基準は次のとおり示す。

〔大規模火災〕

配備体制	配 備 基 準	配 備 内 容	配備職員
災害対策本部体制	第 3 配備 ・直接即報基準に該当する大規模火災の発生の連絡を受けたとき ・その他市長（本部長）が必要と認めたとき	局地的災害に対し、応急措置及び救援活動が円滑に実施できる体制	・南房総市防災動員体制による
	第 4 配備 ・大規模火災の状況により、被災者等への対応が必要なとき ・その他市長（本部長）が必要と認めたとき	広範囲にわたる災害に対し、応急措置及び救援活動が円滑に実施できる体制	・南房総市防災動員体制による
	第 5 配備 ・大規模火災の状況により、避難、被災者対応、事後処理等について、全庁的な対応が必要なとき ・その他市長（本部長）が必要と認めたとき	南房総市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制	・全職員

2. 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概要情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3. 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、風水害編第 3 章災害応急対策計画第 1 節 9. 災害救助法の手続き等に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第 4 号）に適用する。

4. 消防活動

ア 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、近隣市町に消火活動の応援要請を行う。

ウ 市は、市外における発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県消防広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第 43 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速か

つ円滑な実施に努める。

5. 救急・救助計画

- ア 市は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- イ 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。
- ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6. 避難計画

- ア 発災時に、消防機関及び自主防災組織、警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- イ 避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。
- ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

7. 救援計画

食料・飲料水等・生活必需品などの供給に関する計画については風水害編第 3 章災害応急対策計画第 9 節救援物資供給活動、医療救護計画に関する計画については、風水害編第 3 章災害応急対策計画第 7 節医療救護活動に定めるところによる。

第2章 林野火災対策計画

林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も近年増加傾向にある。また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模災害となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

第1節 予防計画

1. 広報宣伝

(1) 各種広報などによる注意

市は、マスメディア、市防災行政無線、市ホームページ、広報紙、回覧板等を利用し林野での火気の使用や火の取扱い等について住民の注意を喚起する。

(2) 学校教育指導

市は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等について、小、中学校児童生徒に対して林野火災予防を理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

市及び千葉県森林組合は、山火事予防運動週間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を積極的に推進する。

2. 法令による規制

(1) 火の使用制限（消防法第22条第4項・火災予防条例）

市は、住民に対し、火災警報発令下における火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

火災の警戒上特に必要があると認めるときは、市内の林野における焚き火、喫煙を制限する。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

市は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入れ者の責務を厳守させる。

3. 吸い殻入れの保持

市及び千葉県森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用吸い殻入れの保持の徹底を図る。

4. 水槽の設置

市及び千葉県森林組合は、自然水利の活用を図るなどしてドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

5. 林野等の整備

(1) 林業経営

森林所有者は造林に当たっては、下刈、枝打ち、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

市は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理に努める。

(3) 防火線

市及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

(4) 防火樹林帯の造成

市及び森林所有者は、火災発生の危険性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成する。

第2節 応急対策計画

1. 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

市は、県の指導を得ながら、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような地形状況等調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町と協議しておく。

(3) 消防計画図の作成

市は、消防計画の中にも林野火災消防計画図を取り入れる。

2. 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した消防長が実施することになるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

(4) 地域自衛組織の育成

千葉県森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会を捉え、図上演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、自衛隊に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

3. 避難計画

市及び県警察は人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

4. 立入禁止区域の設定等

県警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

5. その他

県及び森林所有者は、保安林改良事業を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。

第3章 危険物等災害対策計画

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

第1節 危険物（消防法）

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の拡大を防止するため、市及び防災期間の予防対策及び、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

1. 予防計画

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立ち入り検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 市及び県は監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

（ア）危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

（イ）監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立ち入り検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

（ウ）消防体制の強化

消防機関は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、近隣市町との相互応援協定の締結を推進する。

（エ）防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

2. 応急対策計画

災害の規模、態様に応じ、県及び南房総市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

（1）災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

（2）救急医療

当該事業所、消防機関、市及び県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

(3) 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(4) 避難

市は、警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(5) 交通対策

道路管理者、警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

第2節 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の拡大を防止するため、県及び市、その他防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

1. 予防計画（担当部署等：商工課、消防防災課、消防団、安房郡市消防本部）**(1) 防災資機材の整備**

ア 市、県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

イ 市、県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(2) 防災訓練の実施

市、県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速、かつ、適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

2. 応急対策計画**(1) 緊急通報**

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連携し調整を図る。

(2) 応急処置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急処置を講じる。

(3) 防災資機材の調達

ア 市、県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災

資機材を調達する。

イ 警察、消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 被害の拡大防止処置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は周辺住民等の避難について協議する。

イ 市は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

第3節 毒物・劇物

毒物・劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、県及び市、その他防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。なお、農薬のうち約2割が毒物・劇物の指定を受けている。

1. 応急対策計画

(1) 緊急通報

県（安房健康福祉センター）は、毒物・劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

(2) 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

(3) 救急医療

県（安房健康福祉センター）は、大量流出事故等に際しては医療機関へ連絡するとともに、消防機関、警察等は連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(4) 避難

市は、県及び関係機関等と協議のうえ、必要であれば避難の勧告、指示を行う。

第4章 油等海上流出災害対策計画

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速、かつ、適切に活動するための計画とする。

第1節 基本方針

1. 災害対象

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2. 市等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、市等が処理すべき事務又は業務は、概ね、次のとおりとする。

（1）市

- （ア）事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- （イ）防災関係機関及び住民への情報提供
- （ウ）事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- （エ）漂着油の除去作業等
- （オ）事故拡大防止のための消火その他消防活動
- （カ）事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- （キ）警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- （ク）県又は他の市町村等に対する応援要請
- （ケ）漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- （コ）油防除資機材の整備
- （サ）回収油の一時保管場所等の調査協力
- （シ）漁業者等の復旧支援

（2）漁業協同組合等

- （ア）漁業被害の防止対策
- （イ）漁業被害の調査及び再生産対策の実施

（3）第三管区海上保安本部等

- （ア）情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- （イ）連絡調整本部の設置
- （ウ）各排出油防除協議会の的確な運営

- (エ) 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- (オ) 人の生命及び身体並びに財産の保護
- (カ) 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- (キ) 流出油の応急防除措置の実施
- (ク) 一般船舶等に対する事故状況の周知
- (ケ) 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- (コ) 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- (サ) 油防除資機材の整備
- (シ) 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
- (ス) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (セ) 治安の維持
- (ソ) 防災関係機関との協力体制の確立
- (タ) 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

3. 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

第2節 予防計画

1. 航行の安全確保

ア 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2. 広域的な活動体制

市、国及び県の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的、かつ、計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

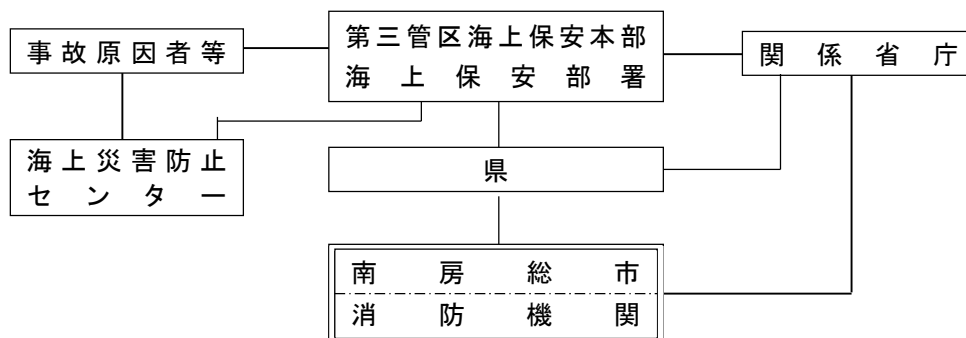
3. 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

(1) 情報連絡体制の整備

市、県及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。

表一 油等流出災害における情報収集連絡ルート



(2) 油防除作業体制の整備

市、県、その他の関係機関は、「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速、かつ、的確にできるよう、体制整備に努める。

(3) 油防除資機材等の整備

市は油防除資機材の整備を図るよう努める。

4. 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に流出した場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施する。

第3節 応急対策計画

1. 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2. 情報連絡活動

(1) 市の活動

市長は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を最寄りの海上保安部署及び県に報告する。

(2) 第三管区海上保安本部等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

3. 流出油等の防除措置

(1) 市の活動

市長は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するため除去作業を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(2) 第三管区海上保安本部等

ア 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、流出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。特に必要と認めるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じるよう要請することができる。また、必要に応じ、各排出油防除協議会会員に対し協力を要請するとともに、海防法に基づき、指定海上防災機関に対する指示を行うことができる。

ウ 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等と協力のうえ消火活動を実施する。

4. 広報広聴活動

市及び防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的、かつ、迅速な広報広聴を行う。

ア 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し広報を要請すること。

イ 市防災行政無線等による広報の実施

ウ インターネットの活用

エ 市及び県は住民等からの各種問い合わせに対する相談窓口を設置

5. 環境保全等に関する対策

市及び県は、油流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

- ア 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- イ 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- ウ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

6. 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、安房医師会等関係団体の協力を得て市が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

7. その他.

(1) 補償対策防災

ア タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求ができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求できる。

(2) 事後の監視等の実施

関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。